

令和元年度第2回教育学部教授会決定

(令和元年5月23日)

宮崎国際大学
学長 山下 恵子 殿

教育学部長
福田 亘博

令和元年度の前期・後期における学長賞について、それぞれの学年のアドバイザー教員より申請があり、教育学部学生表彰規程第2条(1)に該当することから、ここに学長賞授与を推薦する。

令和元年度教育学部学長賞推薦者リスト

学年	前・後期	氏名
1	前期	該当者なし
	後期	堀 友歌(4.00) 西村 まりあ(3.82) 吉田 椿(3.80)
2	前期	長友 一心(3.80)
	後期	長友 一心(3.83)
3	前期	該当者なし
	後期	原田結月(3.81)

教育学部学生表彰規程

平成 27 年 9 月 11 日

学 長 裁 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎国際大学学則第 55 条の規定に基づき、教育学部学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、教育学部学生及び学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 学業成績等において、各学期末に GPA が 3.8 以上に該当すると認められたもの
- (2) 課外活動等において、国内外の競技会、公演会、展覧会等において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
- (3) 社会活動・ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に高い評価を受けたもの
- (4) 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に高い評価を受けたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

(表彰候補者の推薦)

第 3 条 学部長等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体がある場合は、別紙様式（推薦書）により学長に推薦するものとする。

(被表彰者の選考及び決定)

第 4 条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、教育研究評議会の議を経て、表彰を決定する。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することがある。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、学務部学務係において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、施行日以後の学生及び学生の団体の活動について適用する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、施行日以後の学生及び学生の団体の活動について適用する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、施行日以後の学生及び学生の団体の活動について適用する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行し、施行日以後の学生及び学生の団体の活動について適用する。